

伊達市農業委員会の委員等の定数に関する条例(案)に対する意見募集結果



伊達市では、市民参加条例第9条に基づき、より多くの市民の皆さんの意見を参考にするため、「伊達市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例(案)」に対する意見を募集(パブリック・コメント)しましたが、意見募集期間中、この案件に対する意見提出はありませんでした。

市民の皆さんには、引き続き当委員会行政の推進にご理解ご協力をお願いします。

意見募集の案件	伊達市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例(案)
意見募集の内容	農業委員会等に関する法律の改正で、農業委員の選び方が公選制から任命制に変更されました。また、この変更に伴い、農地利用最適化推進委員が新たに設置されることになったため、農業委員と農地最適化推進委員の定数を定めるための条例(案)について意見を募集します。 関係資料 伊達市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例(案) (PDF:99KB)
意見募集の期間	平成28年9月5日(月曜日)から10月4日(火曜日)(30日間)
意見の募集結果	意見の提出はありませんでした。